

議第28号

文教・警察常任委員会資料
平成29年(2017年)3月9日
教育委員会事務局教職員課

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、平成29年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり増減することとします。（第2条関係）

区 分		平成28年度	平成29年度	増減
小 学 校	校長および教員	4,720人	4,762人	42人
	養護教員	240人	239人	△1人
	栄養教諭および学校栄養職員	58人	60人	2人
	事務職員	263人	262人	△1人
	計	5,281人	5,323人	42人
中 学 校	校長および教員	2,755人	2,749人	△6人
	養護教員	108人	107人	△1人
	栄養教諭および学校栄養職員	16人	13人	△3人
	事務職員	120人	121人	1人
	計	2,999人	2,990人	△9人
計	校長および教員	7,475人	7,511人	36人
	養護教員	348人	346人	△2人
	栄養教諭および学校栄養職員	74人	73人	△1人
	事務職員	383人	383人	0人
	合計	8,280人	8,313人	33人

(2) この条例は、平成29年4月1日から施行することとします。